

令和4年 3 月 28 日



岩倉市議会

議長 伊藤 隆信 様

会派名 公明党

代表者名 谷平 敬子

地方議員研究会 予算審議特別研修動画セミナー

このことについて、下記のとおり実施しましたので報告いたします。

記

- 1 実施日 令和4年2月1日(火)～3月25日(金)
- 2 場 所 各自動画セミナーを受講
- 3 出席人数及び氏名

1名	鬼頭 博和	谷平 敬子

4 復命事項

別紙のとおり

# 公明党会派議員研修報告書

## 地方議員研究会 予算審議特別研修動画セミナー

- 日 程 令和4年2月1日（火）～3月25日（金）
- 場 所 各自動画セミナーを視聴
- 参加者 鬼頭 博和, 谷平敬子
- 講 師 地方議員研究会 統括コンサルタント 川本 達志氏

### 「予算審議の前提としての財政基礎知識」

予算とは何か

- ・ 予算とは今後の財政計画の初年度分である。長期にわたる計画については注意が必要である。
- ・ 予算とは首長と議会の活動を拘束するものである。

予算審議の視点

- ・ 歳入（財源）：地方交付税制度の下では、基本的に必要な財源は保証されている。財政調整基金からの繰入が予定されている場合は、残高について確認する。
- ・ 歳出（事業計画）：来年度直面する課題、長期的に対応すべき課題に、的確に予算配分されているか。財政状況によって対応できる範囲は変化する。  
（財政計画）：予算編成審議で見べき財政指標  
経常収支比率・・・予算編成の自由度、弾力性をみる指標  
実質公債費比率・・・借金の負担は他の支出自由度を制約するほど大きいか。投資は拡大か、維持か、縮小かを確認する。

「予算がない」とは

- ・ 新時代に対応した新しい施策（DX・教育 GIGA スクール等）に十分な配分ができていなければ予算がないということ。
- ・ 財政の弾力性がない→経常収支比率（毎年決まって出ていく経費に充てる経常一般財源額の割合）が100%に近い場合。  
岩倉市の令和2年度経常収支比率：89% 概ね良好である
- ・ 貯金がない→財政調整基金等の基金が十分確保できていない。（標準財政規模の10%～20%が目安）  
岩倉市の財政標準規模は約100億円で令和元年度の財政調整基金は約10億、令和2年度は約8億なので10%程度は確保できている。

・優先順位を定める事務事業の見方

- ①事務事業の目的・目標→どんな課題を解決するための事業で、何を目標にしているのか。目標は数値によって掲げてあるか。
- ②事務事業のコスト→費用の額と一般財源の額を中心に成果を効果的に上げる工夫はあるのか。
- ③事務事業に携わる人件費→人的資源の配分は適切に行われているのか。
- ④他の事務事業との連携→無駄な重なりや、縦割りによって連携がとられていないことはないか。各課の横断的な連携の必要性。

・財政力指数

基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。

財政力指数が高いほど、自主財源で行政需要を賄える割合が高く、留保財源も大きくなるので財政に余裕があることになる。岩倉市の財政力指数：令和2年度 0.82

予算編成の原則

- ・予算編成は、当該年度の歳入の総額を見込み、全ての歳出を決定し、議案に提案することになる。＝入りを計りて出を制する。

予算編成の手順

10月：首長は、来年度予算編成方針を各部長に対し通知する。

10月から12月：各課の課長が来年度実施すべき事務事業を財源と共にまとめて、各部長に提出し、部長はこれらを取りまとめ、財政課長に要求する。各部から要求のあった一般財源総額が推計した一般財源より多い場合は、財政課長が事務事業の必要性と優先順位を判断し予算原案を作成する。

1月：首長は、財政課長の査定結果及び保留になっている要求事務事業を審査し、必要な事務事業を決定し予算案を決定する。

予算の増額補正について

- ・議会は、予算について、増額してこれを議決することを妨げない。但し、普通地方公共団体の長の予算提出の権限を侵すことはできない。
- ・議会が自ら政策提案するときには、必要な財源を要求できる。

### 「3 款民生費の質疑のポイント」

扶助費の現状と見直し一視覚化（見える化）することが大事

※扶助費は財政全体の負担となっており高齢者の増、子育て支援の要請により、今後も増える。法に基づいて措置すべきものが多く、自治体単独で削減は困難。このため、長期的な推移予測と、将来的に財政に与える影響を明確にする必要があり、財政計画でこれらを示しどのように克服していくのか説明するように求める。

地域共生社会

- ・制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を基に作っていく社会。
- ・地域共生社会の実現に向けた改革の方向性  
公的支援の「縦割り」から「丸ごと」への転換  
「我が事」・「丸ごと」の地域づくりを育む仕組みへの転換

改革の骨格

- ①地域課題の解決力の強化
- ②地域を基盤とする包括的な支援強化
- ③地域丸ごとのつながりの強化
- ④専門人材の機能強化・最大活用

重層的支援体制整備事業（令和 3 年度から実施）

市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（包括的相談支援、多機関協働事業、アウトリーチを通じた継続的支援事業）、②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施する事業を創設した。

子育て支援

- ・待機児童の解消への施策（量の確保から質の向上へ）
  - 年度当初、解消できていても年度途中の 0, 1, 2 歳児の待機は存在
  - 年度を通じての待機児童の解消が本来のゴール（10 月 1 日時点の待機児童数のデータを見ること）
  - 1, 2 歳児の受け入れは、保育士人材の確保の困難によるため、人材確保の支援が必要
- ・保育・幼児教育の質の向上  
保育園・認定こども園等における障害（発達障害を含む）のある児童の発達支援（現状把握）受け入れは公平に行われているか。保育園によっては受け入れを渋る例も（課題）十分な人材配置のための加配補助が県・市町村で行われているか
  - ・認可保育園、認定こども園等には補助が行われているが、無認可保育園（企業主導型保育園）には行われていないケースが多い。児童の発育に着目した公平な支援に

すべきではないか。

## 児童虐待防止対策

### 1.子どもの権利擁護

- ①体罰禁止及び体罰によらない子育て等の推進
- ②子どもの権利擁護のあり方に関する検討

### 2.児童虐待の発生予防・早期発見

- ①乳幼児健診未受診者等に関する定期的な安全確認
- ②地域における相談窓口や子育て支援拠点の設置促進等
- ③相談窓口の周知・徹底→189（いちはやく）の周知啓発
- ④学校等における虐待等に関する相談体制の強化

### 3.児童虐待発生時の迅速・的確な対応

#### ①児童相談所の体制強化

- ・常時弁護士による指導又は助言の下で対応するための体制整備
- ・医師・保健師の配置の義務化
- ・児童福祉司の2000人増等に向けた支援拡充
- ・児童福祉司等への処遇改善

#### ②児童相談所の設置促進

- ・中核市・特別区の児童相談所の設置促進
- ・一時保護所の環境改善・体制強化

#### ③市町村の体制強化

- ・子ども家庭総合支援拠点に対する支援等の拡充

2022年までに子ども家庭総合支援拠点の全市町村設置に向けて支援拡充

#### ④子ども家庭福祉に携わる者に関する資格化も含めた資質向上の在り方の検討

#### ⑤学校・教育委員会における児童虐待防止・対応に関する体制強化

- ・SSW やスクールロイヤー、警察OBの学校・教育委員会への配置を支援
- ・児童虐待防止・対応に関する研修等の充実

## 「9 款災害復旧費、10 款公債費、11 款諸支出金、12 款予備費」の質疑のポイント 災害復旧事業を実施している自治体での質疑

### ①災害復旧の進捗を質疑

復旧箇所が多い場合、予算は国庫負担と起債で賄えるので、復旧の遅れがある場合は役所の設計、施工管理、検査の人手不足が原因。執行体制の確保、臨時の技術者の採用などを問う。

### ②適切な入札契約制度の運用

随意契約の適正な活用を。早期の復旧が必要なので競争入札では時間がかかる。

### ③工事受注業者の工事執行体制の確保

迅速かつ標準的な出来高検査及び出来高払いの為の自治体側の体制整備。

## 災害復旧時の工事の主な流れ

### ①災害査定を待たず、被災直後から応急工事が可能

②地方公共団体の意向を踏まえ、災害緊急調査、事前打ち合わせ実施し、早期復旧を支援

③災害査定は、地方公共団体の準備が出来次第、全国から査定官を派遣し速やかに実施  
避難行動要支援者名簿の作成について

- ・名簿作成は義務。名簿情報の提供については、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、本人の同意が必要。→条例未制定の場合、どのように取組むのかを問う。
- ・災害が発生し避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために特に必要と認めるときは、名簿情報を本人の同意なく提供できる。

## 要支援者個別避難計画について

- ・令和3年度の災害対策基本法の改正で、作成が努力義務となった。
- ・個別計画の策定が必要な者の優先度や個別計画の内容を検討する際には、本人の心身の状況や生活実態等の情報が必要なため、これらの情報の把握は防災担当職員のみで行うことは難しいので、福祉担当課と協議しながらできるだけ早期に計画の策定が必要。→要支援者個別計画策定に向けどのように取組むのかを問う。

## その他の防災に対する質問例

- ・防災教育と訓練、特に、防災に関する知識がどの程度普及しているか、実態を知るべき、調査は必要ではないか。
- ・令和4年度の予算に、防災・減災事業はどのように組み込まれているのか。
- ・被災した場合の災害ボランティアの受け入れ態勢は準備できているのか。
- ・感染症と避難計画の整合性は取れているのか。

## 公債費について

- ・財政状況資料集（総務省資料）で客観的状況を確認する。  
類似団体と比較し本市の財政状況がどの程度か、確認できる。
- ・実質公債費率が10%を超える自治体は、プライマリーバランスを確認する。  
プライマリーバランス→[地方債収入を除いた歳入]－[公債費を除いた歳出]

- ・実質公債費比率が10%を超え、プライマリーバランスが赤字の場合には、少なくとも今後5年間の財政計画を提示するよう求めるべき。

岩倉市の状況 令和2年度実質公債費比率4.3%（類似団体平均8.6%）

プライマリーバランスは黒字

- ・財政運営について

コロナ対策も含めDX推進や防災・減災対策など、様々な課題に対応する必要がある。

今後の投資計画も含め持続可能な財政運営が求められる。

彦根市は、中長期の財政計画を各年の環境変化を踏まえ毎年度作成している。

岩倉市では、行政改革行動計画を令和3年度策定している。

- ・基金について

財政調整基金：地方公共団体が年度間の財源の変動に備えて積み立てる基金。財源に余裕がある年度に積み立てておき、災害など必要やむを得ない理由で財源不足が生じた年度に活用する。

財政調整基金の質問例

- ・財政調整基金の積立残高目標はあるのか。あるとすれば、目標の考え方について質問する。また、目標に満たない場合、財政計画を策定して、着実な積み立てをするべきではないか。財政計画は、今後の投資計画においても重要であり、毎年度策定して公表すべきではないか。

## 【所感】

財政基礎知識の講義では、施策を実現するために事務事業が的確に無駄なく実施されているかを評価することが、大切だと学びました。質疑の仕方、ポイントについて具体例が示されていて非常に分かりやすい内容でした。議員として予算に対する質疑をしっかりと行えるよう、今後も勉強していきたい。

民生費のポイント講義では、出生率が減少する中、少子化対策はまったなしの課題です。現代社会は、子どもの貧困や児童虐待など多くの問題を抱えており、子どもと家庭を社会全体で支える仕組みが必要です。地域共生社会の実現に向けた施策を提案できるようしっかり取組んでいただきたいと思います。

災害復旧費等のポイント講義では、災害教育は教育現場においても、自主防災組織においても重要であり、実際に災害が起こったことを想定した実地訓練が最も大切です。今後は、各行政区での防災訓練の在り方について勉強し提案していきたい。